

参考資料

1 計画策定の経緯

日付	内容
平成25年10月 ～平成26年3月	アンケートの実施
平成26年6月20日	第1回 西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ・委嘱状の交付 ・第6期計画策定のポイントについて ・計画策定のスケジュールについて ・策定委員会を補完する作業部会等について ・高齢者の概況について ・審議会等の会議の公開について
平成26年8月26日	第2回 西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ・基本理念について ・要支援、要介護認定者の状況について ・第5期計画の評価、課題について ・計画の体系について
平成26年10月27日	第3回 西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ・基本理念について ・施設整備計画について ・計画の骨子について ・介護保険料について ・作業部会等の進捗状況について
平成26年12月9日	第4回 西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ・計画書（案）について ・介護保険料について
平成26年12月22日 ～平成27年1月20日	パブリックコメントの実施
平成27年2月24日	第5回 西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 ・パブリックコメントの意見の概要と市の考え方について ・計画書（案）について
平成27年3月23日	市長報告

2 西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、高齢者の福祉の増進と高齢者が安心して住みなれた地域で生涯を過ごせるような社会形成を目指し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）等の本旨にのっとり、西尾市高齢者福祉計画及び西尾市介護保険事業計画（以下「高齢者介護計画」という。）の見直しについて検討するため、西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者介護計画の見直しに関すること。
- (2) その他、高齢者対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療、福祉等各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 介護保険の被保険者である各種団体の代表
- (5) 公募による介護保険の被保険者の代表
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、高齢者介護計画の見直しをするまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任する。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(部会)

第7条 必要に応じ、第2条に規定する所管事務に関する個別の課題について検討等を行うため、関係機関の担当者により構成される部会（ワーキンググループ）を設置することができる。

- 1 部会の委員は、関係機関の推薦による。
- 2 部会には部会長及び副部会長を置く。
- 3 会議は必要に応じて開催し、部会長はその会議の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、健康福祉部長寿課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

3 西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

区分	氏名	役職名等	備考
学識経験者	斎藤 民	独立行政法人国立長寿医療センター 老年社会科学研究部 室長	
医療関係団体 代表	浅井 清和	一般社団法人西尾幡豆医師会会長	会長
	神谷 光男	一般社団法人西尾市歯科医師会副会長	
	石川 昭則	西尾市薬剤師会副会長	
福祉関係団体 代表	和田 知之	社会福祉法人西尾市社会福祉協議会会長	副会長
	安藤 善夫	西尾市民生委員児童委員協議会会長	
	七原 堅	愛厚ホーム西尾苑苑長	
	藤田 正之	西尾市地域包括支援センター中央 センター長	
	中村 充	リハビリデイサービスおはな代表	
	西園 民子	サンライズ高須ヘルパーステーション 管理者	
	山本 広幸	グループホームよねづ管理者	
保健関係団体代表 (行政関係者)	藤井 昌代	愛知県西尾保健所健康支援課長	
被保険者である団体 代表	河合 美雪	西尾市老人クラブ連合会副会長	
公募による 被保険者代表	野田 光成	第1号被保険者	
	牧 徳雄	第1号被保険者	
	中村 規代子	第1号被保険者	
	神谷 一江	第2号被保険者	
	三浦 眞澄	第2号被保険者	
福祉関係者(行政)	神谷 和之	西尾市健康福祉部長	

4 用語解説

【あ行】

◇NPO（＝Non Profit Organization 特定非営利活動法人）

福祉、環境、文化、平和などの分野において、営利を目的とせずに活動を行う民間の組織（団体）。

【か行】

◇介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護認定者などからの相談に応じて、その人の心身の状況や希望を考慮しながら適切な居宅サービスなどを利用できるよう市町村、介護サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う人で、要介護認定者などが自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門的知識、技術を有する人。

◇介護予防・生活支援サービス事業

現在、市町村で要支援者に対して実施している予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行を進め、介護保険サービスに加え、多様な主体によるサービスを展開する事業。平成27年度からの経過措置期間を経て、平成29年4月までに全ての市町村で移行を行う。

◇介護予防給付

要支援1または要支援2の認定を受けた人が介護保険サービスを利用した際に給付される介護保険の保険給付。

◇介護予防支援

要支援1または要支援2の認定を受けた人が介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行うサービス。原則として地域包括支援センターが行う。

◇介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に対して、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、療養上の世話などを行うサービス。

◇介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下で介護、機能訓練などを行うサービス。

◇介護療養型医療施設（介護療養病床）

急性期の治療を終え、長期の療養が必要な人に対して、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護などを行うサービス。

◇キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成するための「認知症サポーター養成講座」で、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を、市民に伝える講師役の人。キャラバン・メイトになるためには、所定のキャラバン・メイト養成研修を受講し、登録する必要がある。

◇居宅介護支援

要介護認定者が居宅サービスなどを適切に利用できるように、サービスの種類、内容などを定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供事業者などと連絡調整を行うサービス。居宅介護支援事業所の介護支援専門員が行う。

◇ケアプラン

要介護・要支援認定者に対して、介護保険サービスを提供するための援助計画。介護支援専門員が、認定者の心身の状況や希望などを考慮しながら作成。

◇ケアマネジメント

要介護認定者などが日常生活を営むために必要なサービスを利用できるように、介護サービス計画を作成し、その計画に基づくサービスが適切に行われるように介護サービス事業者などとの連絡調整を行うこと。

◇健康寿命

日常的に介護を必要とせず、健康で自立して暮らすことができる生存期間。WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いたもの。

【さ行】

◇生活援助員（LSA＝Life Support Adviser）

シルバーハウジングに居住している高齢者に対し、生活指導、安否の確認、家事援助、緊急対応などのサービスを行う目的で老人福祉施設などから派遣されている人。

◇成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

【た行】

◇団塊の世代

第二次世界大戦直後数年間のベビーブーム時に生まれた世代。1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）にかけての生まれをいう。

◇短期入所生活介護（ショートステイ）

在宅介護を受けている高齢者や障がい者を、福祉施設などが短期間預かる制度。

◇地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

◇地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制。

◇地域包括支援センター

公正・中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談支援、②権利擁護、③介護予防ケアマネジメント、④包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核機関。

◇地域密着型サービス

介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし、近くで介護サービスを受けられるように創設されたサービス。市区町村が主体となって、地域単位で適正なサービス基盤整備の計画を定め、地域の実情に応じた指定基準や介護報酬を設定することができる。なお、利用者は原則として市区町村の住民に限られる。

◇通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどで、入浴、排泄、食事などの介護や、機能訓練などを日帰りで行うサービス。

【な行】

◇日常生活圏域

市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域のこと。

◇認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的なサービスの流れを示したもの。

◇認知症サポーター

キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受講し、認知症を理解して認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人。

◇認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。

◇認知症地域支援推進員

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護および生活支援を行う様々なサービスが連携したネットワークを形成し、認知症の人たちにとって効果的な支援を行うことが重要となっており、医療機関や介護サービス及び地域をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人。

【は行】

◇バリアフリー

主に建築上の障壁（バリア）を除去する意味で使われるが、高齢者や障がい者などのために物的環境のみならず、精神的・制度的にも、自由に社会参加できるよう生活や行動に不便な障害・障壁を除去することを指す。

【や行】

◇要介護認定者

要介護1～5までの認定を受けている人。

◇要支援認定者

要支援1・2の認定を受けている人。

◇要支援者

何らかの支援が必要な高齢者のこと。また、要支援認定者を指す場合もある。

第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
平成27年3月

発行：西尾市役所 健康福祉部 長寿課
〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
TEL：(0563)56-2111（代）
FAX：(0563)64-0995